

十島村ふるさと納税ハンドブック

十島村にふるさと納税して

フェリーとしま2 二等席往復乗船券を手に入れよう

作成



口之島ダイビングサービス

※2019年10月現在の情報で作成

ふるさと納税でフェリーとしま2の乗船券(二等)がもらえます！



十島村にふるさと納税で5万円寄付すると、お礼の品としてフェリーとしま二等席乗船引換券(往路・復路各1枚セット)が選べるようになりました。

多くの方が鹿児島-口之島往復にして12,580円分の乗船引換券が自己負担金2,000円で手に入ります。

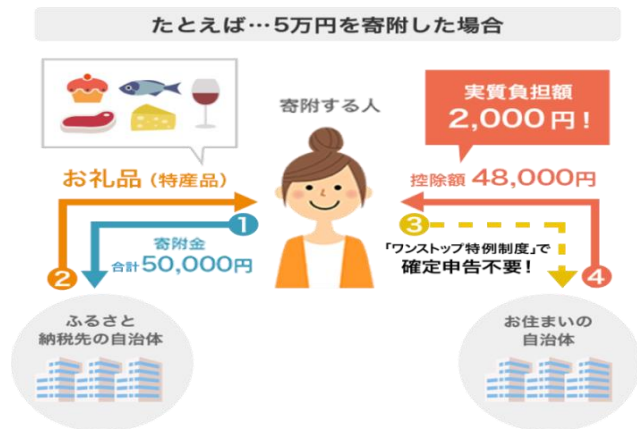
手に入れた乗船引換券を口之島ダイビングサービス 北九州事務所に送付頂ければ、口之島ツアー代から12,580円お値引することが出来ます。

【そもそも、ふるさと納税って？】

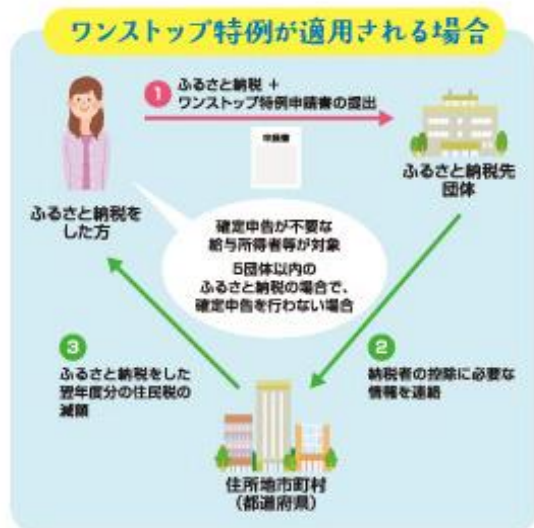
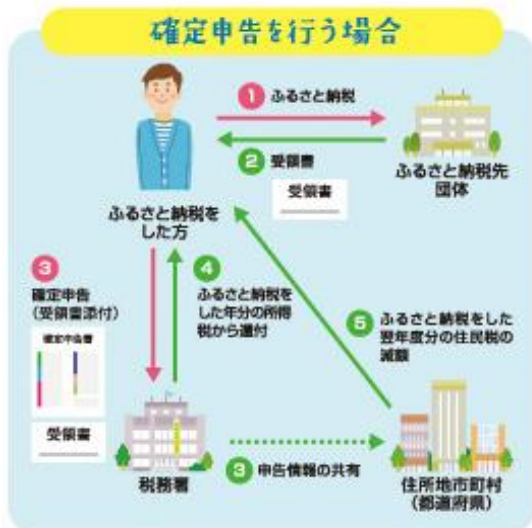
自治体への寄附金のことです。

自己負担金は2,000円。確定申告不要なサラリーマンなどの給与所得者等は、寄付先の自治体から送付される特例申請書を寄付先自治体へ提出すると住民税から控除され、確定申告も不要です。

※課税所得に応じて自己負担金は2,000円以上になる場合があります。



確定申告不要なサラリーマンなどの給与所得者等は、寄付先の自治体から送付される特例申請書を寄付先自治体へ提出するだけでOK



【税金控除になるのはいくらまで？】

家族構成や給料収入、不動産収入の有無によって控除上限額が違います。

○控除額概算

給料収入(年)	控除上限額		
	夫婦と子供	夫婦のみ(配偶者控除あり)	単身者/共働き
400万円	25,000円	33,000円	43,000円
700万円	78,000円	86,000円	109,000円
1,000万円	156,000円	166,000円	178,000円
2,000万円	518,000円	530,000円	545,000円

ポイント

控除金額の多い場合は、複数回フェリーとしま2乗船券を選ぶ事も可能です。

例えば、控除金額が100,000円の方は、

50,000円×2回=100,000円ふるさと納税し、フェリーとしま2往復乗船券を2回選ぶことができます。

また、控除金額が50,000円の方は

50,000円ふるさと納税し、フェリーとしま2往復乗船券を1回選択できます。

まずは「ふるさとチョイス」の試算ページで自分がいくら控除できるのか計算しましょう！

※源泉徴収票や確定申告書の控をご準備下さい

<http://www.furusato-tax.jp/example.html>

「ふるさと納税」還付・控除限度額計算シミュレーション

ふるさと納税では、控除上限額内の寄附であれば、寄附合計額から2,000円を差し引いた分が、所得税や住民税から還付・控除を受けられます。ただし、控除上限額は給与収入(年収)や家族構成で異なるため、ひとり一人が控除上限額を知っておく必要があります。

そこで、家族構成と年収を入力するだけで控除上限額が計算できる「かんたんシミュレーション」と、社会保険料や医療費控除、住宅ローン控除なども含めて計算できる「詳細シミュレーション」をご用意しました。目安となる控除上限額を確認してみましょう。

詳細シミュレーションで計算した結果はマイページに保存することができます。
実質2,000円で今年残りどれくらい寄附できるか、一目でわかる便利な機能が使えます。

詳細シミュレーション

2クリックで寄附金額目安を算出できます。
参考までに目安の控除上限額を計算してみましょう

かんたんシミュレーション

控除金額を計算したら、十島村にふるさと納税しよう

- ① ふるさとチョイスが初めての方は、ホームページ右上にある、「無料会員登録」で会員登録をお勧めします
会員登録すると下記メリットがあります
気になる自治体やお礼の品をお気に入りに登録
寄附履歴を確認
寄附申し込みの際、あらかじめ登録した住所などが自動入力されて、手間が省ける
旬の特産品情報やランキング、ふるさと納税活用方法などをメールでお知らせ
※会員登録しなくても、ふるさとチョイスは利用可能です

<http://www.furusato-tax.jp/>

- ② ふるさとチョイスの十島村のページから申込みます
※フェリーとしま2 二等乗船引換券(往復セット)はふるさとチョイス限定となっております

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/46304>

一覧にある「トカラ列島への旅 フェリーとしま2 二等席乗船引換券【往路・復路】セット」をクリックすると詳細ページが開きます

The screenshot shows the Furusato Choice website interface. At the top, there's a navigation bar with the logo 'ふるさとチョイス' and a search bar. Below that, there are tabs for 'お礼の品をさがす', '自治体をさがす', '使い道をさがす', 'ランキング', and 'おすすめ'. The main content area shows the breadcrumb trail: 'TOP > 自治体をさがす - 都道府県を選択 > 鹿児島県の自治体 > 十島村のふるさと納税 > お礼の品詳細'. The product title is 'ふるさとチョイス限定 トカラ列島への旅 フェリーとしま2 二等席乗船引換券【往路・復路】セット'. The price is listed as '寄附金額 50,000円 以上の寄附でもらえる'. There are buttons for '感想0件' and 'お気に入り'. The quantity is set to 1, and the stock status is '在庫:あり'. There are buttons for 'ファスト寄附で申し込む' and '寄附へ進む'. Below the product title, there are two sections for 'フェリーとしま2 等席引換券 (1名様分:往路)' and 'フェリーとしま2 等席引換券 (1名様分:復路)', each with a list of terms and conditions and a small image of a ferry. At the bottom right, there are icons for 'お気に入り' and '戻る'.

【注意点】

1. 口之島ダイビングサービスのダイビングツアー以外でも、フェリーとしま2ご利用時は利用可能です。
2. 現時点、乗船引換券に有効期限は設定されていませんが、今後設定する可能性もあります。
概ね1年以内にご利用下さい

③ 1週間程度で十島村役場からフェリーとしま2 二等乗船引換券とふるさと納税に係る特例申請書、返信用封筒が届きます

届いたフェリーとしま2 二等等乗船引換券は、ツアー参加の2週間前までに口之島ダイビングサービス 北九州事務所に送付して下さい。
ツアー代から12,580円お値引させていただきます。

800-0255

福岡県北九州市小倉南区上葛原1-11-11-503

口之島ダイビングサービス 北九州事務所

TEL 090-6771-7490

フェリーとしま2 2等席引換券（1名様分：往路）

注意事項

- 1 本券を使用する際は、あらかじめ定期船代理店及び滞在する島の民宿等に予約を入れてください。
鹿兒島港代理店 中川運輸(株) TEL099-219-1191
名瀬港代理店 里見海運産家(株) TEL0997-52-2251
※ 別途、宿泊代(民宿代)が必要です。
- 2 鹿兒島又は名瀬から十島村1島までの片道(往路)運賃が対象です。
- 3 十島村友好島民制度との併用(スタンプ)はできません。
- 4 転売はご遠慮ください。

お問合せ先
〒892-0822 鹿兒島県鹿兒島市泉町14番15号
十島村役場 総務課 TEL 099-222-2101 FAX 099-223-6720 Mail toshima-so@tokara.jp



フェリーとしま2 2等席引換券（1名様分：復路）

注意事項

- 1 お帰りになる当日又は前日に、出港所で本引換券を提示し、乗船名簿を記入した上で乗船券と交換してください。
- 2 十島村1島から鹿兒島又は名瀬までの片道(復路)運賃が対象です。
※ 十島村内の他島へ行く場合は、本券を使用できません。
- 3 十島村友好島民制度との併用(スタンプ)はできません。
- 4 転売はご遠慮ください。

お問合せ先
〒892-0822 鹿兒島県鹿兒島市泉町14番15号
十島村役場 総務課 TEL 099-222-2101 FAX 099-223-6720 Mail toshima-so@tokara.jp



平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の様式(附則第二条の四関係)

平成 年 月 日	郵便番号	〒	〒
住所	氏名	印	
	個人番号		
電話番号	性別	男	女
	生年月日	西	暦

【個人番号】欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に對する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合は、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(附則第4号に該当する場合は、同項に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられません。その場合に寄附金税額控除の適用を受けたい場合には、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に對する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象者とは、①及び②に該当する者と見られる者をいいます。

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象者について所得税法第10条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第12条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

② 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の4月1日以前に属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

③ 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含む申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

【印を貼ってください】

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書	交付印
住所	氏名
氏名	印
交付印	



- ④ 下記記入例を参考にして、ご記入下さい。
ご記入後、返信用封筒に入れてポストに投函すればOKです。

提出日を記入してください。

捺印してください。

記入例

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五(附則第二の四関係)

平成 29 年 6 月 10 日 〇〇町 〇〇番 〇〇号	整理番号								
住所 東京都〇〇区〇〇町 00丁目00番地000号	フリガナ	フルサト タロウ							
	氏名	故郷 太郎 故郷							
電話番号 00-0000-0000	個人番号	000000000000							
	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>							
	生年月日	男・大 51・7・18 婦・中							

〔個人番号〕には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第8項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

〔注1〕 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

〔注2〕 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）の特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に限る。）について申告の特例の適用は受けられない。申告の特例の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する寄附金民税の申告書を提出してください。

太枠内の項目を全て記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

寄附をした年月日と金額を記入します。
※同じ自治体に複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に対する寄附に関する事項	
寄附年月日 平成 29 年 5 月 5 日	寄附金額 20,000 円

「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

〔注〕 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（取り敢えずでください。）

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所 東京都〇〇区〇〇町 00丁目00番地000号	受付日付印
氏名 故郷 太郎 殿	
受付団体名	

住所と氏名を記入してください。後日、申告特例申請書受付書の送付に利用されます。

ふるさと納税に関してご質問などありましたら、十島村役場 総務課(099-222-2101)にお尋ね下さい